

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により，監査の結果に基づき講じた措置について，茨城県警察本部長から通知があったので，次のとおり公表する。

令和元年7月18日

茨城県監査委員	小川一成
同	石井邦一
同	深谷一広
同	羽生健志

監査対象機関名 銚田警察署	監査実施年月日 平成31年2月25日
○監査の結果 <p>銚田警察署案内標識の設置工事について、建築確認に係る調整が未了のまま当該工事を発注し、建築基準に適合しない案内標識及び支柱の製作のみを行い、結果的に平成29年度予算では案内標識を設置できなかったことは適切でない。</p>	
○措置状況 <p>今回の結果を受け、各警察署長宛てに建築確認申請等が必要となるなど専門的な知識を要する修繕・工事については、警察本部との連携を図り適切な判断・指示を受けるよう通知し再発防止を図った。</p> <p>銚田警察署案内標識については、建築確認を要しない設置方法により製作済みの案内標識及び支柱を使用し設置することとし、平成31年2月1日に見積り合わせを行い、同年3月15日に設置が完了した。</p>	

